

寄 付 行 為

(昭 48. 7. 1)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本証券奨学財団と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、資質優秀な学生・生徒に対する奨学援護ならびに留学生の交流および学術の研究調査に対する助成等を行ない、人材の育成、学問の奨励をはかり、もって社会の発展、福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 学生・生徒に対する奨学金の給与および貸与
- (2) 海外および国内の留学生に対する奨学金等の給与
- (3) 学術の研究調査に対する助成
- (4) 学術の研究発表等に対する助成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人設立当初全国の証券会社および証券金融会社の寄付にかかる別紙財産目録記

載の財産

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および理事会の議決により基本財産に編入されることとなった資産とする。

3 運用財産は、前項に規定する基本財産以外の資産とする。

4 前2項の財産の決定をする場合において、寄付者の指定がある寄付金品については、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会が定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(基本財産の処分制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、理事現在数の3分の2以上および評議員会の議決を経、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の事業報告および収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事現在数の3分の2以上および評議員会の議決を経、毎事業年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければ

ならない。

2 この法人の収支決算に収支差額が生じたときは、理事会および評議員会の議決により、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の場合を除き、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事現在数の3分の2以上および評議員会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員、評議員、顧問、参与および職員

(役員の種類および定数)

第15条 この法人に、次の役員をおく。

- 1 理事 7人以上11人以内
- 2 監事 2人

(役員を選任)

第16条 理事および監事は、評議員会でこれを選任する。

2 理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係のある者を含む。）および職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事長、副理事長および専務理事の互選)

第17条 理事は、理事長、副理事長および専務理事各1人を互選する。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、かつ、この法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けまたは事故があるときは、理事長の職務を行

ないまたは代理する。

- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、理事長および副理事長がともに欠けまたは事故があるときは、理事長の職務を行ないまたは代理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行なう。

- (1) 財産および会計の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産および会計の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること

(役員任期)

第 20 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(前任の役員義務)

第 21 条 役員任期が満了したときは、その後任の役員が選任されるまでは、前任の役員がその職務を継続して執行する。

(役員解任)

第 22 条 役員について、この法人の役員として心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたときまたは職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても、理事現在数および評議員現在数のおおの 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- 2 役員を解任しようとするときは、その役員に理事会および評議員会で弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 23 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第 24 条 この法人に、評議員 7 人以上 11 人以内をおき、その数は理事現在数と同数以上とする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員のうちには、役員のうちいずれか 1 人と親族その他特別の関係のある者の数または、評議員のうちいずれか 1 人とその親族その他特別の関係のある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第 20 条から第 22 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 25 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について意見を述べる。

(顧問および参与)

第 26 条 この法人に顧問 10 人以内、参与 10 人以内をそれぞれ置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会が別に定めるところにより、理事会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問および参与は、理事会から諮問されたこの法人の業務運営に関する重要事項について、理事長に意見を述べることができる。

4 顧問および参与の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第 27 条 この法人に、事務を処理するため事務局及び必要な職員をおく。

第 5 章 理事会、評議員会および委員会

(理事会の招集等)

第 28 条 理事会は、毎年 2 回および理事長が必要と認めたとき理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の 3 分の 1 以上から議案および招集事由を示して理事会招集の請求

があったときは、その請求があったときから 30 日以内に臨時理事会を招集するものとする。

3 理事会の議長は、理事長があたる。

(理事会の定足数および議決方法)

第 29 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めがある場合を除いては、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席し、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめその理事会の議案について書面をもって意見を表示することができる。この場合においては、その理事を理事会に出席したものとみなす。

(評議員会の同意)

第 30 条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞き、その同意を得なければならない。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
- (3) 基本財産に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第 1 号、第 3 号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
- (6) 奨学金給与規程および研究調査助成金給付規程の変更に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の招集等)

第 31 条 評議員会は、毎年 2 回および理事長が必要と認めたとき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員現在数の 3 分の 1 以上から議案および招集事由を示して評議員会招集の請求があったときは、その請求があったときから 30 日以内に臨時評議員会を招集するものとする。

3 評議員会の議長は、評議員が互選する。

(評議員会の定足数および議決方法)

第 32 条 評議員会の議事は、この寄附行為に別に定めがある場合を除いては、評議員現在数の 3 分の 2 以上が出席し、評議員現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめその評議員会の議案について書面をもって意見を表示することができる。この場合においては、その評議員を評議員会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 33 条 理事会および評議員会の議事については、その経過の要領および結果を記録した議事録を作成し、議長および当該会議において選任された出席者の代表 2 人以上がこれに署名押印するものとする。

(委 員 会)

第 34 条 この法人には、第 4 条第 1 号から第 4 号までの事業の対象となる者を選考するため、委員会をおく。

- 2 委員会の委員は、学識経験のある者のうちから、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

- 3 第 16 条第 2 項の規定は委員について準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第 35 条 この法人の寄附行為の変更は、理事現在数および評議員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第 36 条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 37 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数のおおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国もしくは地方公共団体またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に帰属させるものとする。

第 7 章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第 38 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法

令によりこれらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為、奨学金給与規程および研究調査助成金給付規程
- (2) 役員、評議員および職員の名簿および履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳および負債台帳
- (5) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (6) 許認可に関する書類
- (7) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書および貸借対照表
- (8) 事業計画書および収支予算書
- (9) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (10) 官公署往復書類
- (11) 登記に関する書類
- (12) その他必要な書類および帳簿

2 前項の書類および帳簿は、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第1号から第8号までのものは永久
- (2) 第9号のものは10年以上
- (3) 第10号から第12号までのものは1年以上

3 第1項第1号、第3号、第7号および第8号に掲げる書類ならびに役員および評議員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

(保有株式の権利行使の制限)

第39条 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を得なければならない。

(細 則)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は理事会および評議員会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、文部科学大臣の設立許可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項および第 16 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事（理事長）	瀬 川 美能留
理 事（専務理事）	高 柳 忠 夫
理 事	安 部 志 雄
理 事	井 深 大
理 事	圓城寺 次 郎
理 事	茅 誠 司
理 事	菊 池 満
理 事	木 村 又一郎
理 事	斎 藤 正
理 事	白 木 小一郎
理 事	鈴 木 竹 雄
理 事	谷 村 裕
理 事	日 高 輝
理 事	福 田 堅一郎
理 事	三ッ本 常 彦
理 事	森 永 貞一郎
理 事	山 崎 富 治
理 事	山 田 精 一
理 事	山 田 義 見
理 事	吉 見 廣 行
理 事	吉 村 清 三
監 事	竹 内 朴
監 事	土 屋 陽三郎

- 3 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、別紙事

業計画書および収支予算書のとおりとする。

(注)昭 49. 11. 14 一部変更 (理事定数の増)

昭 53. 4. 8 一部変更 (副理事長の新設)

昭 56. 7. 17 第 24 条の 2 新設 (顧問および参与の新設)

昭 57. 1. 1 一部変更 (住居表示実施に伴う地番変更)

昭 63. 7. 1 一部変更 (会計年度の変更)

平 13. 1. 7 一部変更 (省の新設に伴い「文部大臣」を「文部科学大臣」に更正)

平 13. 8. 1 一部変更 (公益法人の指導監督基準および特定公益増進法人判定基準に照らし、
是正が必要な部分の変更)

平 22. 6. 1 一部変更 (役員等の定数変更等)